

第2節 交流拡大のための方策

1 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

(1) 地域資源を生かした観光施策の展開 ア 観光資源の活用

奄美群島は、奄美群島国立公園に指定された多くの景勝地をはじめ、エメラルドグリーンの海や白い砂浜、多種多様なサンゴ礁に彩られており、年間平均気温が21℃という亜熱帯性・海洋性の気候風土の中で、年間を通じて絶えることのない花々や、ソテツ、ガジュマル等の豊かな亜熱帯性植物が繁茂し、特別天然記念物のアマミノクロウサギなど国際的にも注目されている固有種や希少種等の多くの野生生物が生息・生育するなど自然資源の宝庫である。

平成29年2月に、国は「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録推薦書をユネスコに提出し、同年10月にIUCNの現地調査が行われたところであり、価値の維持の重要性などについて、地域住民の理解を得ながら、登録に向けて、群島が一体となった取組をさらに推進していく必要がある。

また、島唄、八月踊り、六調、闘牛等の奄美独自の伝統・文化をはじめ、大島紬や黒糖、奄美黒糖焼酎等の特産品、ハンダマ等の伝統野菜、鶏飯や豚骨・山羊料理等の郷土料理など多彩な観光資源を有している。

さらに、近年、奄美の自然を描き集大成させた孤高の日本画家「田中一村」や作家「島尾敏雄」など芸術や文学的な資源、縄文時代の貝塚や中世の頃の城（グスク）跡等の歴史的資源が注目を集めている。

群島内の各島々においては、亜熱帯性・海洋性を生かした、トライアスロン、シーカヤックマラソン、ボードセーリング、ジョギング大会等のスポーツイベン

トをはじめ、闘牛や郷土芸能など多彩なイベントが毎年開催されており、ダイナミックな釣りやダイビング体験も高い人気を博している。

また、群島内の島ごとに、それぞれの地域資源を生かしながら、地域の様々な関係者が主体となって多彩な体験プログラムを企画・提供する「あまみシマ博覧会」が開催されてきている。

さらに、首都圏や関西地区を主な発着地として、マリンスポーツや自然観察、大島紬の泥染めなどの体験学習等による教育旅行の受入れを行うとともに、農林漁業体験を提供できる民宿も増加している。

さらには、奄美群島固有の文化的資源の中から、従来の定義・分類で「指定文化財」として認識されないものの、守り、伝え、残したい有形・無形の文化的資源をまず「集落遺産」、「市町村遺産」として抽出し、それらに「歴史」「生活」「集落」のテーマごとにストーリーを付加した「関連遺産群」を「奄美遺産」として表現していくといった取組も行われている。

今後とも、これらの豊かな地域資源を有効に活用し、個性豊かなイベントの開催や国内外からの各種スポーツ合宿、教育旅行の誘致、この地域ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進し、魅力と個性あふれる観光地づくりを、（一社）奄美群島観光物産協会が中心となって、自治体や関係機関が連携して進める必要がある。

スポーツ合宿数の推移

	奄美群島計			県計		
	団体数	人数	延べ人数(人)	団体数	人数	延べ人数(人)
H11年度	83	1,017	8,879	196	4,292	31,249
H12年度	110	1,401	11,095	268	5,595	34,839
H13年度	130	1,644	14,450	341	7,360	47,283
H14年度	125	1,600	15,728	317	7,651	50,155
H15年度	135	1,608	16,387	397	9,297	58,956
H16年度	143	2,048	20,013	391	9,490	59,578
H17年度	116	1,700	16,672	492	12,122	63,869
H18年度	139	2,227	21,580	505	13,105	72,002
H19年度	136	1,940	19,552	608	15,683	80,197
H20年度	105	1,579	16,705	647	16,341	84,373
H21年度	90	1,404	15,578	768	19,470	95,390
H22年度	92	1,471	16,112	800	20,120	95,341
H23年度	93	1,341	14,954	958	24,999	111,259
H24年度	96	1,501	16,594	1,023	25,659	121,905
H25年度	95	1,539	13,665	1,169	28,177	131,404
H26年度	96	1,658	16,173	1,081	26,695	126,192
H27年度	101	1,783	16,939	1,210	31,464	141,106
H28年度	126	2,174	20,020	1,284	32,383	143,946

資料：県観光課

教育旅行の推移

単位：校，人

区分	奄美群島計		県計	
	学校数	延べ宿泊者数	学校数	延べ宿泊者数
H16年度	12	3,463	564	67,840
H17年度	26	7,032	594	66,581
H18年度	22	4,744	490	66,633
H19年度	27	6,342	515	64,052
H20年度	21	4,922	478	61,586
H21年度	27	8,281	506	66,053
H22年度	23	7,095	552	77,478
H23年度	29	9,040	642	93,205
H24年度	13	3,829	674	94,348
H25年度	18	4,398	725	109,959
H26年度	18	4,307	751	100,799
H27年度	19	3,963	724	96,700
H28年度	17	5,895	589	72,015

資料：鹿児島県教育旅行受入対策協議会

イ 観光施設等の受入体制の整備

奄美群島では魅力ある観光地づくりを進めるため、これまで群島全体の情報発信や観光の拠点となる奄美パーク・田中一村記念美術館をはじめ、タラソ奄美の竜宮やタラソおきのえらぶなどタラソテラピーが体験できる施設、沖永良部で謫居した西郷隆盛の遺訓などの史料を展示する「西郷南洲記念館」や与論島固有の自然、歴史・食文化等を体験できる「ゆんぬ体験館」など、群島内の各島々に特色ある観光施設等が整備されてきた。

このほか、奄美群島内各地の主要観光ルート沿線や拠点地区に公衆トイレ、休憩所、展望所、駐車場等の整備が進められてきたが、更に観光客等の利便性の向上を図るため、世界自然遺産登録も視野に入れながら奄美の自然や景観に配慮した施設等の改善・整備を進めていく必要がある。

また、奄美パーク・田中一村記念美術館を拠点として、黒潮の森マングローブパーク、タラソ奄美の竜宮など、群島各地の観光施設等と連携した観光ルートづくりが進められているが、今後とも、観光施設等の有効活用を図るために、観光地間のルート整備や観光施設相互の連携強化等を図る必要がある。

このほか、スポーツ合宿等で活用されるスポーツ施設等については、改修・新設等により受入体制の整備が行われてきたが、今後とも、質の高い環境を提供するための整備・充実が必要である。

さらに、宿泊施設については、個人旅行や体験・滞在型観光へのニーズにも対応した整備を促進するとともに、奄美の豊かな人情を生かし、観光客を温かく親切に迎え、心のこもったおもてなしで接することが可能な民泊施設の拡充など奄美を訪れた観光客が「再び訪れたい」と思えるような受入体制の充実を図る必要

がある。

一方、観光客が地域の自然、歴史、文化とのふれあいを求め、ヘルスツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコツーリズムといった本物志向・体験志向の観光へ転換しており、観光ニーズが今後ますます多様化していく。島唄、八月踊り、六調、闘牛等の奄美ならではの伝統・文化を観光資源として活用する拠点施設の整備や人材育成といった受入体制の整備が進められつつある。

しかし、各島の玄関口となっている空港、港等における観光案内は、外国人観光客への対応も含め、群島全体に関する総合的な案内機能が十分でないとともに、地域を案内する観光ガイド等の人材不足など、観光客の多様なニーズに十分対応できていない。

今後とも、(一社)奄美群島観光物産協会が中心となって、市町村、関係機関・団体等が連携を図りながら、群島全体の観光案内機能の充実、島コーディネーターの活用、地域の自然や歴史、文化等の奄美ならではの地域資源を観光客に紹介する観光ガイド、インストラクター、外国人観光客に対応するための地域通訳案内士等の人材の育成・確保等の受入体制づくりを促進する必要がある。

奄美群島における宿泊施設数の推移

単位：軒，人

	施設数	収容人数	うち日観連以上	
			施設数	収容人員
S 53年	298	9,829	22	1,848
S 55年	320	11,522	31	2,858
S 60年	286	10,348	26	2,590
H 2年	241	9,188	19	2,358
H 8年	213	8,672	16	2,289
H 9年	214	8,542	14	2,214
H 10年	215	8,538	14	2,214
H 11年	212	7,951	13	1,802
H 12年	217	7,958	13	1,850
H 13年	217	7,423	12	1,339
H 14年	224	7,464	12	1,339
H 15年	224	7,464	12	1,339
H 16年	224	7,418	12	1,339
H 17年	219	7,415	12	1,352
H 18年	229	7,684	12	1,440
H 19年	221	7,499	12	1,386
H 20年	213	7,396	12	1,327
H 21年	206	7,396	11	1,077
H 22年	202	6,943	11	1,077
H 23年	202	6,907	11	1,051
H 24年	203	6,183	9	803
H 25年	220	6,304	9	803
H 26年	203	5,522	11	946
H 27年	215	5,800	11	870
H 28年	235	6,045	10	848

(注) 日観連以上とは、政府登録、国観連加盟、日観連加盟をいう。

資料：県大島支庁総務企画課

ウ 観光交通体系の整備

航空路線については、鹿児島空港と結ぶ路線のほか、東京、大阪、沖縄等とを結ぶ県外路線も開設されており、これまで県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより路線の維持を図っている。また、平成26年度からは「奄美群島振興交付金」を活用して、LCCが就航した奄美－成田・関西路線、奄美－羽田・伊丹路線、那覇－奄美路線・与論路線等の運賃軽減を図ってきたところだが、奄美・羽田間などは、沖縄・羽田間と比較した場合、航空機燃料税の軽減措置に差があ

ること、また利用者数、使用機材の大きさ、宿泊施設数に大きな差があることなどから、未だ一部の割引運賃を除き、各種料金等が割高となっている。

このようなことから、旅客動向等を踏まえながら、引き続き、路線の維持・確保を図るとともに、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する必要がある。

また、国内チャーター便は平成28年度には、奄美空港に32回運航実績があるが、世界自然遺産登録による観光客増を視野に入れ、国際チャーター便の群島内空港への就航促進に向けた取組を検討する必

要がある。

航路については、名瀬港に観光船バースが整備されるなど、各島の主要港湾の整備が進み、クルーズ船が寄港するとともに、本土及び沖縄とを結ぶ定期航路が就航しているものの、これまでの港湾整備や航路体系は住民生活や物流に主眼を置いたものとなっている。このため、鹿児島と奄美群島各島間を結ぶ航路では、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、奄美群島における交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、定期航路の維持・確保を図るとともに、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する必要がある。

交流人口の拡大に向け、平成26年度からは、航空路線では奄美～東京路線、那覇～奄美群島路線等の運賃軽減や成田、関西と奄美空港を結ぶLCCの運賃軽減、航路では鹿児島～奄美群島各島間、那覇・本部～奄美群島各島間の運賃軽減を図ってきたところであり、その結果、平成28年の入込客は、平成24年から10万人以上増え、約77万6千人まで増加した。今後も旅客動向等を踏まえながら、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する必要がある。

さらには、今後、世界自然遺産登録などの動きとともに、アジアを中心に寄港増加が期待される国内外からのクルーズ船等の受入や、多様化する観光ニーズに対応した既存港湾施設の有効活用も含めた受入環境の整備とともに、航空路など他の交通機関との接続性の改善による利便性の確保等が望まれる。

道路については、バイパス等の整備により、利便性は高まっているが、狭あい区間、急カーブ、急勾配区間がまだ残っているため、更に整備を進めることにより、時間距離の短縮、快適性の向上を図

る必要がある。

また、バス、タクシー、レンタカーなど、島内の交通手段について、個人旅行等に対応し、観光地間を周遊する路線の充実など利便性の向上を図る必要がある。

エ 魅力ある観光情報の発信

観光情報の提供は、観光客の誘致のために極めて重要なものであり、現在、奄美パーク・田中一村記念美術館において、奄美の自然や島唄、民俗芸能等の伝統・文化、大島紬等の伝統産業、鶏飯、奄美黒糖焼酎等の食など、群島全体の魅力を総合的に情報発信してきている。

また、(一社)奄美群島観光物産協会が運営するホームページや県離島振興協議会の「しまのサポーターホームページ」等により、奄美の「宝」やイベント、観光等に関する情報を群島内外に発信してきており、今後とも、同観光物産協会を中心に、ホームページの内容の充実や多言語化など利便性の向上等を図りながら、各種媒体の積極的な活用を通じて、奄美の魅力ある情報を一元的に発信し、国内外における奄美群島の認知度向上に努めていく必要がある。

また、首都圏や関西、九州北部などを主な発着地として、奄美群島内の島々をはじめ、群島外の屋久島や沖縄等を広域的に巡る旅行商品の造成が図られてきている。

引き続き、(一社)奄美群島観光物産協会を中心に群島全体の緊密な連携の下、観光キャンペーンの展開をはじめ、首都圏等の旅行会社等を対象としたセールスや群島各地への招請、沖縄等と奄美を結ぶ旅行商品の造成などを通じて、国内外の旅客動向等を踏まえつつ、世界自然遺産登録も見据えながら、国内はもとより、大きな経済発展が期待されるアジアを中心とした海外からの誘客を促進する必要

がある。

オ 地域産業との連携

奄美群島においては、亜熱帯性の温暖な気候等を生かして、マンゴー、たんかんなどの果樹、本土に先駆けて収穫できるばれいしょ等の野菜など、特徴ある農業が展開されており、一部の市町村では、たんかん、マンゴー等のオーナー制度や収穫体験等の取組がみられる。

さらに、水産業では、地元産の養殖クロマグロをホテルや飲食店と提携して観光客に提供するなど、クロマグロを観光資源としているほか、奄美群島ならではのカツオ、クロマグロ、真珠等の水産資源を生かした漁業体験等の取組もみられる。

このほか、大島紬や黒糖等の特産品等を活用した体験プログラムづくりも進められている。

観光客の旅行先における自然・食等の生活・文化等に関する関心が高まり、本物・体験志向が強くなっていることから、より一層、観光と農林水産業や商工業等との連携強化を図り、奄美ならではの「食」や体験プログラムの提供など、観光資源としての農林水産物や伝統的工芸品、特産品を活用し、奄美のブランド化を図るとともに質の高い観光地づくりや魅力の発信に努める必要がある。

(2) 愛着を育む地域文化の継承、創造

奄美群島には、島口（方言）、島唄、八月踊り、六調等の豊かな伝統・文化や奄美固有の伝統行事等があり、公民館講座や各種教室等で活発な自主活動が行われるなど、それぞれ各島々で大切に継承されてきている。

しかし、奄美固有の伝統・文化の担い手が高齢化しており、後継者等の育成が急務となっている。

これまで、島口については、大島地区文化協会連絡協議会が2月18日を方言の日に設定するなど、島口への理解を深める取組がなされている。また、島唄についても、若手の唄者が全国的に話題になっていることや、平成25年度に作製した島唄を保存・伝承するための歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の島唄」の活用により、伝承・普及、後継者育成等の取組がなされている。

さらに、学校では島唄・島口等の伝統・文化の継承を目的とした「島唄・島口、美ら島運動」に取り組んでいるほか、青少年育成県民運動では、「かごしま地域塾」において、郷土の先輩等から島唄・島口・三線等を学ぶ活動を行うなど、奄美の伝統・文化を継承する活動に取り組んでいる。

奄美群島の固有の伝統・文化を保存・伝承していくためには、伝統・文化の直接的な後継者の育成のみならず、地域の人々がそれらの伝統・文化をよりよく理解し、伝承すべき伝統・文化として誇りを持って自立的に守り、育て、次世代に継承していく意識を育むことが必要である。このため、奄美の歴史や文化を伝承する人材（語り部等）を育成し、地域に残る伝統や文化について更に理解を深める取組を行うとともに、奄美を訪れた人々にそれらを伝え、または、体験してもらうための人材の育成や仕組みづくりを促進し、奄美文化の魅力を更に高めていくことが必要である。

これまで、奄美ミュージアムの取組として、各島・地域ごとに観光関連従事者を対象とした奄美自然・文化インストラクターの養成講座など人材育成のための取組を実施するとともに、これらの人材を核とした体験交流・観光ボランティアの組織づくりを推進してきたところである。今後とも接遇研修など奄美ならではの

のおもてなしの充実など組織化を進めるための支援や取組を強化するとともに、奄美固有の自然や歴史、文化等を伝承・活用する活動を促進していく必要がある。

奄美群島には、奄美市の奄美文化センター等の文化施設があり、優れた文化事業の開催や芸術鑑賞、地域住民による創作活動の場として活用され、奄美群島における文化振興の拠点としての役割を果たしてきている。

今後、各市町村においては、優れた芸術文化や奄美固有の伝統・文化にじかにふれる機会を創出するとともに、奄美パークや各種文化施設の積極的活用を図る必要がある。また、学校教育や社会教育の場での伝統・文化の保存・伝承の促進や、島口大会や島唄大会等のイベントの充実を図るとともに、個性ある魅力的な地域づくりを図るため、地域固有の文化の再発見を促進する必要がある。

また、奄美群島は、その地理的環境からきわめて特色ある民俗文化財（諸鈍芝居（シバヤ）、与論の十五夜踊り等）や史跡（宇宿貝塚、徳之島カムイヤキ陶器窯跡、住吉貝塚）、天然記念物（アマミノクロウサギ、ルリカケス）等にみられるように多くの貴重な文化遺産が生まれ、伝承されてきている。

この地域の文化遺産や天然記念物等の文化財の保存・活用を図るために、奄美市の奄美博物館等の史料館や史跡保存館（宇宿貝塚）が整備され、地域住民をはじめ多くの者に保存や保護、活用等の啓発を目的として展開をしている。

今後とも、貴重な生態系のなかで生息する天然記念物をはじめ文化財等の減少や散逸を防ぎ、これらの保存や活用を図るため、愛護思想の一層の啓発を促進する必要がある。

(3) 群島内外との交流・連携の促進

国民の価値観やライフスタイルが多様化している中で、地域づくりに当たっても、多様な価値・魅力を持った、特色ある地域が形成されることが必要である。

また、多様な地域づくりを推進するためには、各地域の自助努力とともに、複数の地域間で人物・情報等を相互に補完する取組が不可欠である。

このため、今後の地域づくりに当たっては、地域間の交流・連携を促進し、地域の維持・活性化に向けた広域的な取組につなげていく必要がある。

奄美群島においては、豊かな自然や個性的な文化など、奄美の恵まれた地域特性を生かした群島内外との交流・連携を促進するとともに、奄美らしい暮らし方・働き方を積極的に発信し、奄美群島の魅力向上を図っていくことで、人・物・情報等が活発に行き交うことになり、地域が活性化することが期待される。

ア 群島内外との交流促進

奄美をはじめとした本県離島の出身者や離島に関心を持つ人々を「しまのサポーター」として登録し、これらサポーターに電子メールを介して奄美群島の情報を総合的に発信するとともに、奄美ミュージアム構想に基づき、インターネットや体験交流イベント等を通じて情報発信することにより、交流人口の拡大や特産品の販路拡大等を行っている。

今後については、「しまのサポーター」ネットワークの形成推進に努め、「奄美群島成長戦略ビジョン」に基づく取組の充実を図るとともに、関東、関西をはじめとする消費地に対する情報発信の強化のため、郷友会などの島外在住者を奄美の地域づくりにおける人材として協力を得る必要がある。

今回実施した奄美群島振興開発アンケ

ート調査の結果分析によると島の振興に最も有効な交流・連携先として、群島住民の約5割が「群島全体」と回答しており、さらに、有効な交流・連携分野として、「観光」や「農業」への期待が大きくなっている。

今後は、地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や農林水産業等の技術交流等の各分野において、群島内の交流・連携を促進する必要がある。

イ 沖縄県との交流

奄美と地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との間では、これまで農業、観光、教育・文化及び人材育成等の分野において、交流・連携がなされてきており、また、平成27年度からは、「奄美群島振興交付金」を活用し、鹿児島・沖縄両県が連携の上、奄美群島と沖縄間を結ぶ航空路・航路の運賃軽減や、旅行商品の開発、世界自然遺産周知のための共同プロモーションを行い、地域外からの誘客及び両地域間の交流促進を展開している。

今後、沖縄との更なる県際交流を促進する必要がある。

ウ 国際交流

奄美における国際交流については、行政による姉妹盟約等を基盤とした青少年交流や、民間団体による取組が行われているところであるが、地域の活性化のためには、観光振興や産業振興に資する交流の促進及び奄美群島の豊かな自然や個性的な文化など、奄美の持つ多彩な魅力の海外への積極的な情報発信が必要である。

特に、奄美は成長著しい東アジアに隣接しており、これらの地域を含めた海外との交流を積極的に行う必要がある。

また、将来の奄美の発展のため、グロ

ーバル化社会の進展に対応した人材育成等の取組が必要である。

2 世界自然遺産登録を見据えた施策の展開

(1) 共生ネットワークの形成

奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針である、「奄美群島自然共生プラン（平成15年9月策定）」を効果的に推進し、豊かな自然や希少な動植物、個性的な伝統・文化等の資源を奄美の「宝」として再認識、再発見し、この奄美の「宝」を具体的な施策へと結び付けていくためには、保全や活用に関する具体的な課題に対して、地域の関係者が協力・連携して対応する能力を高めていく必要がある。また、この基礎として、広く地域住民の間で保全や活用に関する情報や意識を共有するとともに、来島者等に対して情報の提供や発信を総合的に行っていくことが重要である。

これらを効果的に進めるため、具体的課題に応じて、関係者のネットワーク、地域住民等のネットワーク及び様々な資源・施設等のネットワークの形成を図る必要がある。

関係者のネットワークとしては、広域的な協力・連携の下に解決を図るもので、オニヒトデ等の駆除によるサンゴ礁の保全を目的とする奄美群島サンゴ礁保全対策協議会や、希少な野生生物の保全を目的とする奄美希少野生生物保護対策協議会、世界自然遺産の登録に向けた取組を行う奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会、エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行う奄美群島エコツーリズム推進協議会等がある。今後とも課題に応じて情報の収集に努め、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施することが求められる。

また、奄美の「宝」の保全や活用に当たっては、広く地域住民等の間でネットワークを形成して、保全意識を共有することが大切である。保全や活動を担う主

体を育成するには、環境教育・環境学習を推進するとともに、集落の自治組織等の活動やNPO等との連携を促進する必要がある。

さらに、自然環境や歴史文化など研究対象としての奄美の魅力の発信や研究者が奄美に集まる取組が必要である。

(2) 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

ア 国立公園等保護地域の管理

平成15年5月、環境省と林野庁による世界自然遺産候補地に関する検討会において、奄美群島を含む琉球諸島は世界遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定された。

それを受け、林野庁においては、平成25年3月に奄美大島及び徳之島に、奄美群島森林生態系保護地域を設定し、環境省においては、平成29年3月に奄美群島国立公園を指定したところである。

これにより、世界自然遺産の登録の前提となる保護担保措置も整ったところである。

国立公園地域については、今後、国において自然環境の保全のため取り組むべき内容等を整理した管理運営計画が作成されることになっている。

イ 重要地域の価値の維持

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、希少な野生生物の生息・生育する森林や美しいサンゴ礁など多彩で豊かな自然環境を有している。

特に、アマミノクロウサギやアマミスミレなど他の地域には見られない固有種等が生息・生育しているなど、極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系を有していることから、世界自然遺産の資質を有していると評価されている。

これらの自然環境の優れた多くの地域は、奄美群島国立公園の区域に指定され、保護されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図るために、国設の湯湾岳鳥獣保護区や県設の鳥獣保護区も設定されている。

さらに、アマミヤマシギやコゴメキノエラン等の奄美群島に生息・生育する9種の動植物が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少種として指定されており、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ等は、文化財保護法により天然記念物として指定されている。

世界自然遺産推薦地としての価値を維持するため、奄美希少野生生物保護対策協議会においては、アマミノクロウサギ等の希少種のロードキル（交通事故）の状況把握及びその対策の検討や希少野生生物の盗採等への対策の検討が必要である。奄美大島及び徳之島の全市町村では「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、希少な野生動植物の保護を図っている。

また、外来種については、環境省奄美野生生物保護センターがマングースの駆除、市町村がノヤギの駆除並びに環境省、県及び市町村がノイヌ・ノネコ対策等に取り組んでいるが、ノイヌ・ノネコの山林からの排除のための具体的な対策の実施及びノヤギやオオキンケイギク等の植物も含めた計画的な駆除等を検討することが必要である。

サンゴ礁については、重要なサンゴ礁を保全するためオニヒトデ駆除やモニタリング調査、サンゴ再生試験等の取組を行っている。

さらに、世界でも希少なサンゴ礁研究の適地である喜界島では、研究機関によるサンゴ礁を対象とした地球規模の気候変動解析等の研究も行われている。

この他、過去の人間活動や開発によっ

て損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少種の生息・生育に対する配慮を図ることが求められている。

エコツーリズムについては、原生林の散策やマングローブにおけるカヌー等のエコツアーが行われているが、今後は、世界自然遺産推薦地としての価値が損なわれることのないよう自然環境の保全に配慮しつつ、自然環境や伝統・文化に係る奄美の「宝」を有効に活用することにより、観光等の地域振興を図ることが期待される。

このため、奄美群島においては、エコツーリズム推進法を踏まえ、自然環境の保全に配慮しつつ、アマミノクロウサギ等の希少種が生息・生育する森林やマングローブをはじめ、島唄や八月踊りなどの伝統・文化や、美しい海岸や里山など地域の身近な自然等を活用したエコツーリズムや環境学習の推進を図る必要がある。

なお、多くの観光客にとって、直接的に自然を見ることに加え、奄美群島の文化を通して奄美群島の自然を感じることはより魅力的な体験となるが、「文化財総合的把握モデル事業」（文化庁）から生まれた「奄美遺産」の取組は、従来の文化財の枠組みを超えて、地域が大切にしてきたものを把握・保存・活用しようとするものであり、この取組との連携がより効果を発揮すると考えられる。

また、平成27年度に策定した「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、奄美の世界自然遺産登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図る必要があるとともに、質の高いエコツアーを提供するため、「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、登録ガイド・認定ガイド

の育成，ツアーの受入体制の整備等を進める必要がある。

さらに，群島全体で行われている産業活動の環境配慮を進め，産業振興と自然環境の保全との両立を図る必要がある。

ウ 気運の醸成

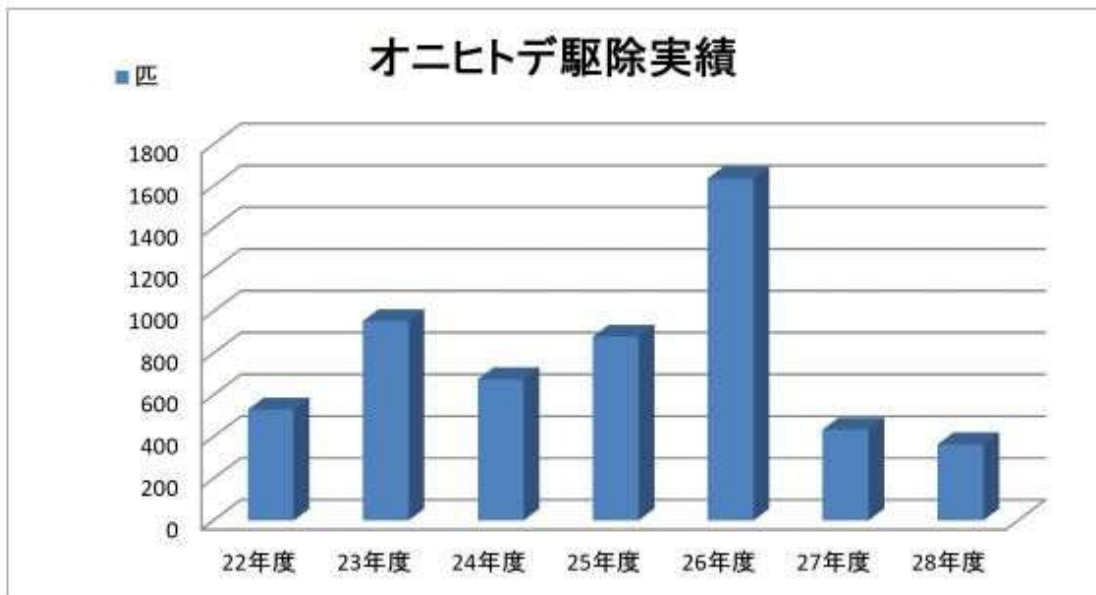
平成29年2月に，国は「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島」の世界遺産登録推薦書をユネスコに提出し，同年10月にIUCNの現地調査が行われたところであり，世界自然遺産登録に向けて，価値の維持の重要性などについて，地域住民の理解と協力を得て，群島が一体となった取組を推進する必要がある。

奄美群島の希少種リスト〔脊椎動物〕

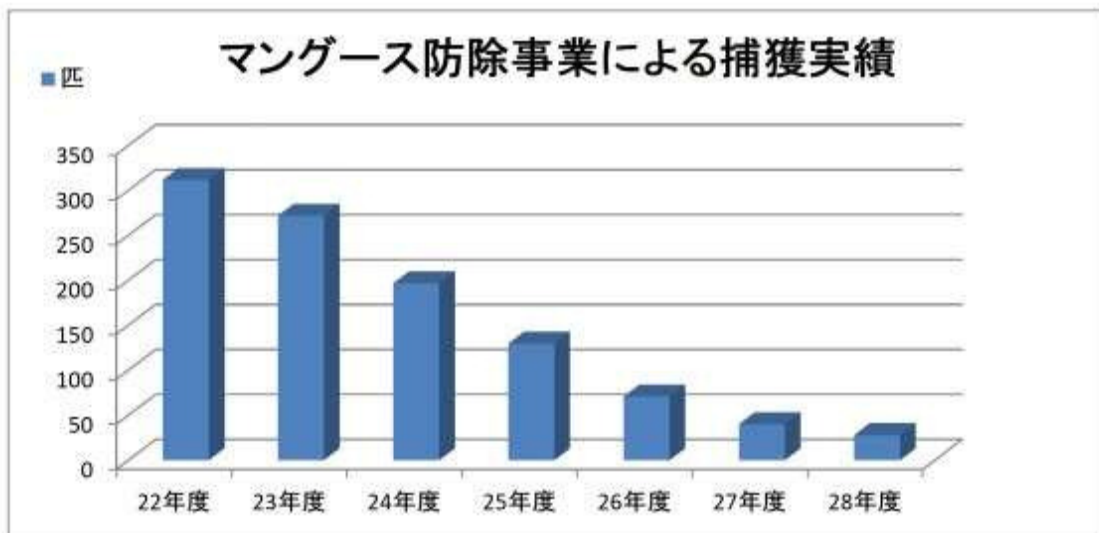
(県レッドデータブックより主要な種を抜粋)

分類群	区分 種名	島別生息確認状況					種の保存法 国内希少種※	文化財保護法 天然記念物※	環境省レッドリスト 絶滅の恐れのカテゴリー※
		奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島			
哺乳類	アマミノクロウサギ	○		○			○	◎	絶滅危惧ⅠB類
	アマミトゲネズミ	○					○	○	〃
	トクノシマトゲネズミ			○			○	○	〃
	ケナガネズミ	○		○				○	〃
	オリイジネズミ	○		○					〃
	リュウキュウユビナガコウモリ	○		○	○				〃
	オリコキクガシラコウモリ	○		○	○				〃
鳥類	オオトラツグミ	○					○	○	絶滅危惧Ⅱ類
	アマミヤマシギ	○	○	○	○		○		〃
	オーストンオオアカゲラ	○					○	○	〃
	アマミコゲラ	○		○					—
	オオアジサシ	○		○					絶滅危惧Ⅱ類
	コアジサシ	○		○		○			〃
	アカヒゲ	○		○	○		○	○	〃
	ルリカケス	○						○	—
爬虫類	オビトカゲモドキ			○			○	○	絶滅危惧ⅠB類
	アカウミガメ※								〃
	バーバートカゲ	○		○					絶滅危惧Ⅱ類
	アオウミガメ※								〃
両生類	アマミシシカワガエル	○					○	○	絶滅危惧ⅠB類
	オットンガエル	○					○	○	〃
	イボイモリ	○		○			○	○	絶滅危惧Ⅱ類
	アマミハナサキガエル	○		○				○	〃
陸・淡水魚類	リュウキュウアユ	○							絶滅危惧ⅠA類
	タイワンキンギョ				○				〃
	アゴヒゲハゼ	○							〃
	ヨロイボウズハゼ	○							〃
	ツバサハゼ	○							〃
	タメモハゼ	○		○					絶滅危惧ⅠB類
	タナゴモドキ	○							〃
	エンハゼ	○							〃
	キバラヨシノボリ	○		○	○				〃
	ルリボウズハゼ	○							絶滅危惧Ⅱ類
	ヤエヤマノコギリハゼ	○							絶滅危惧ⅠA類
	ジャノメハゼ	○							絶滅危惧ⅠB類
	ミナミアシシロハゼ	○							絶滅危惧Ⅱ類

- 注 1 「国内希少種」 :「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により、絶滅のおそれのあるものとして指定されている種
- 2 「天然記念物」 :「文化財保護法、県文化財保護条例」等により指定されているもの。◎は特別天然記念物
- 3 レッドリストカテゴリー :絶滅のおそれの度合いにより、絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類、絶滅危惧Ⅱ類等に分類
- 4 ウミガメ類 :アカウミガメ及びアオウミガメは、海洋性動物であるため、島別生息状況確認欄には記載せず



資料：県自然保護課



資料：環境省

(3) 地域環境の保全

水環境については、水質環境基準の類型指定を行っている「名瀬港海域」及び「奄美大島本島海域」のほか、主要な河川や地下水の水質常時監視調査を行っており、その結果、良好に維持されている。

今後とも、工場・事業場の排水対策、公共下水道や合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策、環境と調和した農業の推進など地域特性に合った総合的な水質保全対策を推進する必要がある。

騒音対策については、全市町村において、騒音規制法に基づく規制地域が指定され、さらに奄美市、瀬戸内町、和泊町及び知名町において、環境基本法に基づく環境騒音に係る環境基準の類型指定が行われている。

振動対策については、奄美市、瀬戸内町、和泊町及び知名町において、振動規制法に基づく規制地域の指定が行われている。

悪臭対策については、奄美市、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、和泊町及び知名町において、悪臭防止法に基づく規制地域の指定が行われている。

海岸漂着物対策については、平成24年

3月に策定した「県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する必要がある。

ヤンバルトサカヤスデについては、平成3年に徳之島町で初めて異常発生が確認され、以後、奄美群島全体で確認されている。これまで、まん延防止のための研究成果をリーフレットにまとめ住民等に配布し普及啓発を図ったほか、県の研究機関等による誘引剤・駆除剤の開発・研究、薬剤散布による環境への影響調査等を行っている。また、大学の研究者、県、市町等をメンバーとするヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において、ヤスデのまん延防止と駆除対策等を総合的に推進してきた。

今後とも、これまでの検討結果等を踏まえて、地域の実情に応じた効果的なヤスデの駆除やまん延防止対策、環境整備等を進める必要がある。

このようなことを通じて、農村、漁村の持つ多面的な機能を生かしながら、地域の特性に応じた環境の整備に努めるとともに、奄美独特の美しい景観の維持や環境美化の取組を推進する必要がある。

公共用水域に係る環境基準の類型指定

水 域	範 囲	該当類型	達成期間	基準点	指定日
名瀬港海域(1)	名瀬港第1防波堤灯台を基点として、120度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	B	イ	1点	52.6.17
名瀬港海域(2)	奄美市赤崎先端の地点を基点として、90度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、上記を除く海域	A	イ	2点	52.6.17
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	A	イ	4点	57.2.10

(注) 1 該当類型のA、Bとは、化学的酸素要求量(COD)が2mg/L以下、3mg/L以下のことをいう。

2 達成期間のイとは、類型指定後ただちに達成することをいう。

3 基準点とは、類型指定された水域について、環境基準達成状況の評価を行う地点をいう。

資料：県環境保全課

(4) 循環型社会の形成

ア 一般廃棄物

(ア) ごみ

平成27年度に奄美群島で排出されたごみの総排出量は約4万2,000tで、一人一日当たりの排出量は1,024gとなっている。

また、ごみの資源化量は2,562t（うち直接資源化量が139t、中間処理後再生利用量が2,423t）で、リサイクル率は6.1%となっており、本県及び全国平均に比べ低くなっている。

ごみ処理施設については、平成28年度末現在で一般廃棄物処理施設として、焼却施設が5施設、リサイクル関連施設（粗大ごみ処理施設、ストックヤード等）が10施設、最終処分場（管理型）が4施設あるが、地域によっては最終処分場（管理型）等の施設が整備されていないところがある。

今後、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化・リサイクルをより一層進めるとともに、ごみ処理施設の整備促進を図る必要がある。

容器包装リサイクルについては、平成29年4月現在、全市町村が分別収集に取り組んでいるが、ごみ減量化の推進のためには、取組品目数の拡大が必要である。

また、家電リサイクルについては、指定引取場所が設置されていないことなどから、本土に比べ収集運搬料金が高くなっており、廃家電の適正処理を進める上からも、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等を促進する必要がある。

自動車のリサイクルについては、的確な情報把握を行うとともに、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施を促進する必要がある。

なお、不法投棄については、粗大ごみなどが山林や林道等に、また、散乱した空き缶等のごみも道路、河川等の公共の

場所に見られるため、今後とも、住民の意識の啓発を図る必要がある。

(イ) し尿

平成27年度の奄美群島でのし尿（浄化槽汚泥を含む）の総排出量は約4万4,100k1で、収集率は100%となっている。

種類別には、し尿が約1万1,500k1で全体の26.1%を占め、浄化槽汚泥が約3万2,600k1で73.9%を占めている。

し尿処理施設については、平成28年度末現在、奄美大島地区以外では徳之島町のみが整備しており、し尿処理施設による処理率は65.7%（平成27年度）と県平均及び全国平均に比べ低く、その他の町村においては液肥化施設等で処理した後、農地に還元するなどしている。

し尿と生活雑排水を同時に処理する生活排水処理施設については、奄美市、喜界町、徳之島町、和泊町及び知名町の5市町が公共下水道を整備している。

また、農業集落排水施設は奄美市、瀬戸内町、大和村、宇検村、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町及び与論町の9市町村、漁業集落排水施設は宇検村及び大和村の2村、合併処理浄化槽は奄美市、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の10市町がそれぞれ整備している。

今後、快適な生活環境の保全を図るため、地理的条件や経済性を踏まえ、集合処理することが適している地域については公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設等を、また、個別処理が適している地域については合併処理浄化槽の整備を促進する必要がある。併せて、下水道施設、農業集落排水施設等を計画的に改築し、機能維持を図るとともに、施設の効率的な運営のために、下水道施設や農業集落排水施設及びし尿処理施設等との共同化を図る必要がある。

奄美群島の一般廃棄物（ごみ）の排出状況（平成27年度）

区 分	奄美群島	本 県	全 国	沖縄県
年間総排出量（千トン）	42	580	43,981	449
一人一日当たり排出量（g）	1,024	945	939	841
リサイクル率（％）	6.1	15.7	20.4	14.7

資料：平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果

奄美群島のし尿の収集・処理状況（平成27年度）

区 分	奄美群島	本 県	全 国	沖縄県
し尿総排出量（kl）（A）	44,107	712,347	21,237,748	149,961
し尿収集量（kl）（B）	44,107	712,107	21,169,761	143,870
収集率（％）（B/A）	100	99.9	99.7	95.9
し尿処理施設における処理率（％）	65.7	97.8	92.7	72.9

資料：平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果

市町村別一般廃棄物処理施設の整備状況（平成29年4月1日現在）

（○市町村単独，●組合，□整備中，△整備計画あり（予定含む），－なし）

区 分	焼 却 施 設	粗大ごみ処理施設	最終処分場	し 尿 処 理 施 設	ス ト ッ ク ヤ ード
奄 美 市				●	●
大 和 村		●		○	
宇 検 村	●	□ (瀬戸内町)	●	－	
瀬 戸 内 町				○	
龍 郷 町				●	
喜 界 町	○ □(更新)	－	△	－	○ □(増設)
徳 之 島 町				○	●
天 城 町	●	● (2施設)	●	－	
伊 仙 町				－	
和 泊 町				－	●
知 名 町	●	●	●	－	
与 論 町	○	○	○	△	○
施設数	5	5	4	5	5

（注）喜界町、伊仙町、知名町、和泊町においては、し尿は液肥化施設（農水省補助）で処理している。

宇検村においては、し尿は大和村のし尿処理施設に搬入。

粗大ごみ処理施設にはリサイクルプラザ、リサイクルセンターを含む。

ストックヤードには再生利用施設を含む。

資料：県廃棄物・リサイクル対策課

イ 産業廃棄物

平成27年度の奄美群島における産業廃棄物の排出量は、県全体の4.2%に当たる34万8,000tと推計されている。

家畜排せつ物や有機性汚泥については、良質堆肥等として、その利活用を促進する必要がある。

また、建設廃棄物については、発生の大部分を占める公共工事において、従来から発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努めている。民間工事についても、建設リサイクル法により原則として再資源化が義務付けられ、リサイクルの推進が図られている。

廃棄物処理施設については、本来、それぞれの地域ごとに整備されることが望ましいが、がれき類の破砕等の中間処理施設の整備は進んでいるものの、安定型最終処分場は奄美群島内に2か所が整備されるにとどまっていることから、今後、市町村や関係者と連携を図りながら、その計画的な整備を促進する必要がある。

また、産業廃棄物の処理に関しては、一部排出事業者等による不適正処理がみられるため、排出事業者等に対する意識啓発など産業廃棄物の適正処理の推進を図る必要がある。

(5) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

道路や河川、砂防、農業農村整備等の公共事業の実施に当たっては、これまでも自然環境に配慮してきたところである。

道路整備に当たっては、生態系に配慮し、生態系の分断を避けるためのトンネルや橋梁等の採用、動物がはいだせる側溝等の整備に努めてきたところであり、また、河川の改修や維持管理に当たっては、多自然川づくりを推進しており、多様な水辺の保全、水制工の設置、河岸の自然石護岸などにより、リュウキュウアユをはじめとした動植物の生息・生育・

繁殖環境の保全・創出などに努めている。

各種事業の実施に当たっては、野生生物の生息・生育環境に配慮し、奄美群島の自然の特性を踏まえて、自然環境配慮型・自然再生型の公共事業を、今後より一層推進する必要がある。

特に、世界自然遺産推薦区域を含む奄美大島及び徳之島については、県が平成29年3月に策定した「公共事業における環境配慮指針」に基づき、国、県及び市町村が、事業の規模や地域の自然環境の重要性等に応じて必要な配慮を検討し、希少種の生息や生育の状況などの環境に配慮した事業の実施に努めることとしている。今後は、事業実施に向けた支援策の検討、関係者に適切な指導、助言等ができる人材の確保・育成や体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などに努める必要がある。

また、奄美群島では、各種開発事業等において赤土等流出防止対策に取り組んでいるが、赤土等が流出しやすい自然条件もあり、引き続き河川や沿岸海域への赤土等の流出がみられ、自然環境はもとより、沿岸漁業や観光への影響が懸念されている。

このため、大島支庁赤土等流出防止対策方針に基づき、公共事業における計画・設計・施工の各段階で流出防止対策に努めており、さらに、奄美地域赤土等流出防止対策協議会における赤土等流出防止対策の推進体制により、沈砂池の設置や切土法面等の早期保護等の対策を講じて、赤土等流出防止に取り組んでいる。

今後とも、公共事業の実施に当たっては、赤土等流出防止対策方針等に基づき各種対策を講じる必要がある。また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める必要がある。